# 特定港湾施設整備特別措置法施行規則 （昭和三十八年運輸省令第三十八号）

#### 第一条

特定港湾施設整備特別措置法施行令（昭和三十四年政令第百八号。以下「令」という。）第二条の国土交通省令で定める条件は、次のとおりとする。

###### 一

利率

###### 二

償還期限

###### 三

元金の償還及び利息の支払方法

#### 第二条

令第三条第二項の国土交通省令で定める期間は、十三年とする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

特定港湾施設整備特別措置法第五条第二項に規定する延滞金に関する省令（昭和三十四年運輸省令第十六号）は、廃止する。

# 附　則（昭和四八年七月一七日運輸省令第二四号）

この省令は、港湾法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十四号）の施行の日（昭和四十八年七月十七日）から施行する。

# 附　則（昭和五七年六月一五日運輸省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。